

# 湯浅村における安政地震津波への対応と教訓の継承

藤 隆 宏

## はじめに

有田郡湯浅村（現有田郡湯浅町湯浅）における安政地震津波に関する記録を通し、地震・津波の発生状況、被害の実態と共に村民の対応を明らかにすることを本稿の目的とする。村民の対応については、特に救援・復興施策及び被災経験から得た教訓を継承する活動が組織的に行われたことを重視する。

湯浅村における安政地震津波に関しては、深専寺門前の「大地震津波心得の記」碑（以下「深専寺石碑」という。）の存在が名高い。建立された安政三年（一八五六）十一月以来、湯浅村における地震・津波の経験が、前を通行する者に常に可視化されている。深専寺石碑は、昭和四十九年（一九七四）に和歌山県指定史跡となり、町

内外に広く存在を知られている。

一方、昭和六年、湯浅町湯浅の住民山下竹三郎（破竹）が『紀州の地震と安政大地震洪浪之記』という書籍を著し、また自ら発行している。同書は、「安政年間の震災を主とし且我が湯浅を中心として県下各地方の状況を記せしもの」（同書「序」）であり、深専寺石碑碑文を翻刻するほか、古記録を駆使して湯浅における安政地震津波の状況を明らかにしている。昭和四十二年に刊行された『湯浅町誌』も、山下著書から引用したり、また同書が割愛した津波直後の寄付者名一覧を古文書から翻刻して補うなどして、地震・津波の状況や村民の対応を明らかにした。<sup>①</sup>

本稿では、深専寺石碑碑文と、上記の先行研究の素材となった古文書を現在可能な限り確認し、湯浅村における地震・津波の発生状況、被害の実態等を先行研究との重複を厭わず改めて明らかにしたい。<sup>②</sup>

また、古文書の記録を検討していくと、村民による被災に関する情報・知識（記憶）の共有化とそこから導かれる教訓の共有化、そして次世代以降の者へのそれらの継承の過程も明らかになってくる。安政三年の深専寺石碑の建立は、津波に関する教訓の次世代以降への継承に他ならないが、碑文と古文書の内容を対比することなどによって、彼らは如何にして災害教訓を次世代以降に伝えようとしたかということも明らかにしていきたい。

なお、令和二年度、和歌山県立文書館が参加する「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」<sup>(3)</sup>は、有田郡湯浅町及び広川町を対象とした。本稿はその成果報告の一つである。

## 一 湯浅村民による安政地震津波記録

安政地震津波と同時代の湯浅村民により作成された記録は、管見の限り深専寺石碑碑文及び古文書八点が確認される。

まず、本章においてこれら各記録の内容、作成者、転

写者、年代等について確認する。

なお、湯浅村民以外の者が湯浅の地震・津波被害について記述している記録も他にあるが、本稿では考察の対象としない。記録者が遠隔地になる程に記述が抽象的になって実態を把握するための素材とする有用性が低下すること及び本稿では村民による教訓の継承を一論点とするからである。

### (一) 深泉寺石碑「大地震津波心得の記」

湯浅村民による安政地震津波に関する記録で最も有名なものは深専寺石碑である（本稿末尾史料一）。

津波の二年後の安政三年十一月に建立されている。

世話人として宮原屋清兵衛及び石屋忠兵衛の名が右側に刻まれているが、後者は和歌浦不老橋（現和歌山市和歌浦南）の建設に携わったことで知られる西森忠兵衛である。『湯浅町誌』<sup>(4)</sup>によると、深専寺石碑の刀刻は同人によるものという。

背面の最上段には「当山廿六世承空上人代公門」として四名の名がある。承空上人は当時の深専寺住職善徹（寺伝では第二八代）<sup>(5)</sup>で、公門とは同寺檀家惣代である。

背面第二段目以下に石碑建立にかかる寄付者四七筆（四五名並びに「桶屋仲間中」及び「手クリ（手繰網漁師）仲間」の二組）の名があるが、この中には同寺檀家でない者もいるという。<sup>(6)</sup> 世話人の石屋忠兵衛も檀家ではない。<sup>(7)</sup> つまり、深専寺石碑は、深専寺門前にはあるが、同寺檀家に限らない多くの村民によって建てられたものである。

正面碑文の内容を現代語で意識すると次のようになる。

#### 大地震津波心得の記

嘉永七年（一八五四）六月十四日深夜三時頃、大地震が起こり、翌十五日までに三一、二度揺れ、それから小さな地震がない日はなかった。六月二十五日頃になってようやく地震は静まり、人の心も落ち着きを取り戻した。

しかし、同年十一月四日晴天の午前十時頃、再び大地震が発生、一時間ばかり続き、瓦が落ち、柱がねじれる家も多かった。河口には「よた」（急な潮の満ち引き）が頻繁に起こったが、その日も大事なく暮れた。

翌五日午後四時頃、昨日よりさらに強い地震が起

こり、南西の方から海鳴りが三、四度聞こえるうちに海面が山のように盛り上がり、「津波だ」と言うやいなや高波が打ち上げ、北川（山田川）・南川（広川）の河原へ大木・大石を押し運び、家・蔵・船などを粉々に砕き、高波が押し寄せる勢いはすさまじく、「恐ろしい」という言葉では言い表せない。

この津波の前、地震から逃れようとして浜へ逃げ、或いは船に乗り、また北川や南川筋へ逃げた人々は、危険な目に遭い、溺死する人も少なくなかった。

一五〇年前、宝永四年（一七〇七）の地震の時にも、浜辺へ逃げて津波にのまれて死んだ人が多くあったと伝え聞いているが、知る人も少なくなっていくので、この碑を建てるものである。

また、昔からの言い伝えでは、井戸の水が減ったり濁ったりすると津波が起こる前兆であるというが、今回の津波では、井戸の水は減りも濁りもしなかった。

そうであるので、井戸水の増減には関係なく、今後万一大地震が起こったならば、火の用心をして、

津波も押し寄せてくるはずと考えて、絶対に浜辺や川筋には逃げず、深専寺門前を通って東へ向かい、天神山へ逃げることに。 恵空一庵書

碑文の記述は、嘉永七年六月に発生した伊賀上野地震の経験から始まる。同地震と十一月四日(東海地震)・五日(南海地震)が連関するものと認識されているわけである。

十一月四日の記述には、「川口よた来たることおひたし」とある。「よた」とは、『日本国語大辞典』によると「津波のこと」とあるが、また、方言として①「津波」(岩手県宮古市)、②「高波」(三重県度会郡)、③「潮水の急に満ちたり干たりする流れ」(同)、④「風や潮流のために水面に生ずるうねり」(静岡県榛原郡)及び⑤「岸近く浮かぶ泡の集まり」(伊豆大島)の五つの例が挙げられている<sup>(8)</sup>。この碑文では、「津波」とは明確に区別されて使用されており、古文書での用例と併せ考えると、方言③の意味がここでは適当と思われる。当時、湯浅周辺地域においては、「よた」という語及び現象が、津波とは異なるものとして広く一般に認識されていたことになる。

十一月五日についての記述では、海鳴りの後に津波が発生して山田川(北川)・広川(南川)を逆流し、家・蔵・船を破壊し押し流す様子が描かれる。そして、浜又は両川筋へ避難した人が危険な目に遭い、溺死する者も多かったことが指摘され、宝永地震津波の際にも浜辺へ逃げた死んだ人が多かったという言い伝えがあったが、知る人も少なくなっていくものなので、この石碑を建てるといふ碑建立の趣旨が語られる。

また、井戸水が減じることが津波の予兆であるとの言い伝えがあったが、今回の津波に関してはかかる現象は生じなかったことを指摘した上で、今後大地震が発生した際には、井戸水の増減を判断材料とはせず、まず火の用心をして、必ず津波が押し寄せてくるはずと考えて、絶対に浜辺や川筋には逃げず、深専寺門前の道を通って東の天神山へ逃げるようとの教訓によって碑文は結ばれている。

碑文を書いたのは、恵空一庵という、深専寺に関わる浄土宗僧侶と思われる者だが、現在のところ如何なる立場にあった者かは分からない。ただし、碑文の内容は、

後述するように湯浅村民間で共有された情報・教訓の中から抄出されたものであり、それを恵空一庵が読みやすい文章及び表記により記したものである。

## (二) 古文書

次に、文書記録八点を確認していく(表1)。本稿では、同内容の記録が複数存在するとき、当該各記録を各「伝本」と呼ぶ。そして、例えば伝本イが別の伝本ロから転写されたものである場合、両者の関係において伝本イを「転写本」、伝本ロを「親本」と呼ぶ。かつ、伝本ロが、伝本イを含む各伝本の内容が最初に書かれたもの(各伝本の親本を辿っていったときの元の親本)である場合には、伝本ロを各伝本の「原本」という。

湯浅村における安政地震津波に関する古文書を記述内容が類似するもの同士を同系統の伝本として分類すると、表1の表中AからEまでの五つの系統に分けられる。

また、これらの中には複数の異なる原本から転写された記録もあり、原本の内容ごとに細分すると表2のように全部で九パターンの記録に分かれる。

## ア、A系統の記録

表1中資料①から同③までの記録三点をA系統の伝本とする。資料①におけるA系統共通の記述部分を史料Aとして翻刻する(本稿末尾)。当該部分の記述はA系統の資料三点ともほぼ同内容である。ただし、史料A中傍線のある三箇所は、資料①にしか見られない、独自の記述である。

以下、A系統各資料の特徴を述べる。

### 資料①

資料①は、山田川北岸の最勝寺に伝存する。末尾(翻刻後略部分)に「安政貳年卯二月上旬書」と、地震津波の三か月後の安政二年二月に書かれたとある。

傍線部①「北川橋向イ大根畑へ居所ヲ替」、同③「翌六日朝きのふ女共ハ地震之時北川橋向へ遣し置候」等、北川すなわち山田川の橋向かい(文脈から川の南から北側に避難したことは間違いない。)に避難したという記述がある。最勝寺はその避難先である山田川の北側に位置することから、資料①(史料A)は、本来、最勝寺の関係者又は同寺周辺の山田川北岸住民によって書かれたもの

特徴	所蔵者	翻刻
<p>冒頭に宝永地震津波についての記述があり、続いてA系統共通の記事が続く。ただし、避難場所等、特定個人の経験が一部挿入される。その記載内容から、親本の筆者は最勝寺関係者ではないことが確実であり、転写本である。</p> <p>例年1月28日開催の村の寄合で読み聞かせるようにすべき、という記述がある。</p>	<p>最勝寺 (湯浅)</p>	<p>『新収日本地震史料 第五卷 別巻五ノ二』 p1628～1630【安政部分】 / 『新収日本地震史料 補遺 別巻』 p192～193【宝永部分】</p>
<p>資料①と同様に、冒頭に宝永地震津波についての記述があり、続いてA系統共通の記事が続くが、資料①とは避難場所等の記述が異なる。ある時点で「吉河屋儀助所持」となっていたもの。</p>	<p>藤田正氏(別所)</p>	
<p>宝永地震津波に関する記事はない。</p> <p>資料①・同②の記述とは異なり、特定の者・家の経験に関する記録はないが、被害状況等の記述は若干詳しい。</p> <p>資料①よりも後の作成であるので、転写本であることが確実。</p>	<p>新田正子氏(別所)</p>	
<p>主に安政地震津波における湯浅村内及び周辺地域の被害状況・浸水地域を要約した記述となっている。個人的な経験、避難場所等に関する記述は見られない。</p>	<p>湯浅町教育委員会</p>	
<p>山下竹三郎が、自宅及び湯浅町内の某旧家の古記録を転写したものの。</p> <p>冒頭に資料①・同②と同じ宝永4年地震津波に関する記録が写されているが、虫損による判読不能箇所多し。続いてC系統共通の記述が始まるが、途中深専寺石碑正面碑文の写しが挿入される。末尾に弘化4年(1847)の善光寺地震に関する記録が写されている。</p>	<p>湯浅町教育委員会</p>	
<p>山下竹三郎による転写本。</p> <p>C系統共通の記述の後に、嘉永5年(1852)の水害や異国船出沒等に関する独自の記録があり、D系統共通の記述に続く。</p>	<p>湯浅町教育委員会</p>	
<p>湯浅の赤桐武兵衛がD系統の親本から途中まで転写したものの。後、網屋甚兵衛の家内の者であろう繁蔵が所持した。</p>	<p>瀬藤明子氏(有田川町)</p>	
<p>その名のとおり宝永地震津波に関する記録を主に集成した山下竹三郎による転写本。</p> <p>冒頭に資料①・同②と同様の宝永地震に関する記載があり、その後安政地震津波に関する記載(E)がある。Eの記載の後、有田郡田村(現湯浅町田)の神主家による宝永津波記録、同郡千田村(現有田市千田)辺りの神職によるものと思しき嘉永・安政期の記録及び「文政十一年霜ふり月十二日新板越後国大地震口解」なる記録の写しが収録されている。</p>	<p>湯浅町教育委員会</p>	

表 1 湯浅村民作成の安政地震津波に関する古文書一覧

番号	系統	資料名	作成者等	作成時期等
資料①	A	嘉永七年寅霜月津波記 *湯浅町教育委員会所蔵のコピーにて確認		安政2年(1855) 2月上旬以降
資料②	A	前代未聞録	吉河屋儀助所持	
資料③	A	大地震津浪記録 *湯浅町教育委員会所蔵のコピーにて確認	紀府 吉田氏	安政2年(1855) 初冬・9月末
資料④	B	地しんつなみ記	総屋嘉七	安政2年11月
資料⑤	C	地震津浪之記	山下竹三郎	昭和6年以前か
資料⑥	C D	嘉永七年大地震記	山下竹三郎	昭和6年以前か
資料⑦	D	嘉永七甲寅十一月地震記 *湯浅町教育委員会所蔵のコピーにて確認	湯浅 赤桐武兵衛 網屋甚兵衛・繁蔵所持	
資料⑧	E	宝永四年の大潮	山下竹三郎	昭和6年以前か

\*安政地震津波に関する記述内容が酷似する資料同士を同系統の伝本としてA～Eに分類した。

表 2 湯浅村民作成安政地震津波記録原本・伝本の成立年代・内容等

	内容の パターン	資料番号	原本（・伝本） 作成者等	原本（・伝本） 作成時期等	主な内容
1	A	資料①	(伝本) 湯浅村市街地の住 民で、地震後に家 内の者が北川橋向 イ大根畑へ避難し た者	(伝本) 安政 2 年 (1855)2 月上 旬以前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀上野地震の様子・各地被害</li> <li>・地震・津波の際の状況「津浪実体」</li> <li>・今後の心得「心得之事」(逃げ道含む)</li> <li>・昔からの言い伝えと安政地震・津波時の相違</li> <li>・津波後の人々の様子「津浪後之人気」</li> <li>・各所の被害状況</li> <li>・筆者の考え「存寄り」</li> <li>・「救合」について・寄付者名簿</li> </ul>
		資料②	湯浅村市街地の住 民で、地震後に別 所村蜜柑畑へ避難 した者		
		資料③	(伝本) 紀府 吉田氏(湯 浅村市街地の住民 か)	(伝本) 安政 2 年 (1855)9 月 29 日か 30 日	
2	B	資料④	総屋嘉七	安政 2 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀上野地震の様子</li> <li>・地震・津波の際の状況</li> <li>・各所の被害状況</li> </ul>
3	C-1	資料⑤ 資料⑥	湯浅村市街地の住 民で、地震後鍛冶 屋町・深専寺前を 通って天神山へ避 難し、別所村「別 忠のせど」に小屋 掛けして7,8 日暮 らした者	安政 5 年以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波の際の状況(逃げ道含む)</li> <li>・各所の被害状況</li> </ul>
4	C-2	資料⑤ 資料⑥		安政 4 年以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀上野地震の様子</li> <li>・地震・津波の際の状況</li> <li>・逃げ道</li> <li>・各所の被害状況</li> </ul>
5	C-3	資料⑤ 資料⑥		安政 2 年正月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀上野地震の様子</li> <li>・地震・津波の際の状況</li> <li>・逃げ道</li> <li>・各所の被害状況</li> </ul>
6	C-4	資料⑤ 資料⑥	御蔵町周辺に住む 者	安政元年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波の際の状況</li> <li>・今後の心得(逃げ道含む)</li> <li>・各所の被害状況</li> </ul>
7	C-5	資料⑤ 資料⑥	湯浅村北組・南組 兼帯庄屋北村(大 坂屋)清左衛門	安政元年 12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀上野地震の様子・各地被害</li> <li>・地震・津波の際の状況</li> <li>・各所の被害状況</li> <li>・「救合」について</li> <li>・逃げ道</li> </ul>
8	D	資料⑥ 資料⑦		安政 2 年 3 月 下旬以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・津波の際の状況(海浜部の記述が詳しい)</li> <li>・逃げ道</li> <li>・各所の被害状況</li> <li>・「救合」について・寄付者名簿</li> <li>・津波後の人々の様子</li> </ul>
9	E	資料⑧		安政 2 年 5 月 以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊賀上野地震の様子</li> <li>・地震・津波の際の状況(海浜部の記述が詳しい)</li> <li>・各所の被害状況</li> <li>・「救合」について</li> </ul>

ではなく、山田川南側の湯浅村市街地の村民によって書かれたものであることが分かる。つまり、資料①は、別の親本から転写された転写本である。

したがって、「安政貳年卯二月月上旬書」とある作成時期は、親本のものか、転写本（資料①）作成時のものか、確定しない。ただし、遅くともこの時期までにA系統の原本は成立していたことになる。

また、資料①には冒頭に、「毎年正月廿八日村一統寄合之節、此言紙誦ミ聞セ、一同二相心得候様披露可致候もの也」とある。資料①に関連した内容の「言紙」<sup>10</sup>があり、それを例年一月二十八日開催の村の寄合で読み聞かせるようにすべき、という注目すべき記述である。ただし、これも最勝寺周辺の「村一統寄合」を指すのか、又は湯浅市街地のそれ<sup>11</sup>を指すのか、現在のところ確定することはできない。

#### 資料②

資料②は、史料Aの傍線部①にあたる箇所が「野中へ」、同②の箇所が「別所村蜜柑畑」及び同③の箇所が「其夜女・子供ヲ失ひ方々と相尋候処漸尋合」という記述になっ

ている。これらは、資料①の親本及び同②の筆者が避難した場所に関する記述であるので、当該箇所の記述が異なるということは、資料①の親本の筆者と同②の筆者は異なることになる。

資料②の末尾には「吉河屋儀助所持」と記されている。作成時期の記載はない。「吉河屋儀助」は、史料Aにおいて「救合米」一俵を供出した者「吉川や儀助」として名がある。

以上から、資料②は、資料①の親本を書いた者とは異なる湯浅市街地の住民により書かれたものであり、ある時点から「吉河屋儀助所持」となっていたものである。ただし、同人が資料②を書いたのか、又は転写したのかは不明である。<sup>12</sup>すなわち資料②がA系統の原本か転写本であるかも、確認できない。

#### 資料③

資料③は、史料Aの傍線部①にあたる箇所が「辻又ハ広キ場所ニ而夜を明す積りにて畳持寄又ハ板をならべ鍋・釜・米・行灯の類を持出し」となっている。傍線部②及び同③にあたる箇所にも特定の避難場所の記載はなく、

特定の者の具体的経験が綴られている資料①・同②の記述とは異なる一般的な記述となっている。特定の者・家の経験に関する記録はないが、被害状況等の記述に資料①・同②よりも若干詳しい部分がある。

作成時期については末尾に「于時安政式稔乙卯初冬写之」という記述がある。また、文中に「此記認メ候ハ翌年卯九月末なれども」という資料③独自の記載もある。同年の立冬は九月二十九日であることから、資料③は安政二年九月二十九日か翌三十日に書かれたものであることが分かる。転写本であることが確実な資料①よりも遅い時期の作成であることから、資料③も確実に転写本である。表紙に「紀府 吉田氏主」とあるが、吉田氏が如何なる者であるか、現所蔵者との関係も含め不明である。

#### A系統記録小括

以上、A系統記録の伝本三点を見てきたが、少なくとも資料①及び同③は転写本である。そして、資料①末尾の年記から、遅くとも地震・津波三か月後の安政二年二月には湯浅周辺地域において、A系統記録の原本となるものが作成されていたことになる。

A系統記録の記載内容は、湯浅村全体の被害状況をまとめたものを含む。決して一個人の経験だけから記すことはできない、集約された情報も記されている。つまり、A系統記録は、原本作成時点（遅くとも安政二年二月）で既に集約・共有化されていた情報を含めて記録したものである。

また、それが更に転写されることによって、記載内容（すなわち津波被災情報）の更なる共有化が行われていたということもできる。かつ、A系統の記録については、転写の過程で、史料Aの傍線部にあたる箇所の記事が三点とも異なるように、転写者個人の経験等に書き換えられるなど、カスタマイズされることがある。こうして、転写と同時に記録がカスタマイズされることによって、共有化された集合的記憶に転写者個人又は家の記憶が挿入される。そして、このような転写本が継承されることによって、記載内容が転写者の家の教訓として継承されていたということになろう。

#### イ、Bの記録

Bに分類した記録は、管見の限り資料④一点のみであ

る。<sup>13</sup>地震津波の一年後、安政二年十一月に総屋嘉七によって書かれたものという。同人は、史料Aにおいて「救合」として銀一七匁を供出した者「カセヤ嘉七」として名がある。内容は、主に安政地震津波における湯浅村内及び周辺地域の被害状況・浸水地域を要約した記述となっている。個人的な経験、避難場所等に関する記述は見られない。つまり、Bの記録も集約・共有化されていた情報を記録したものである。

#### ウ、C系統の記録

C系統の伝本は、資料⑤及び同⑥の二点確認される。いずれも湯浅町教育委員会が所蔵する旧同町立図書館蔵書である転写本である。

資料⑤の表紙には、「地震津浪之記」という外題が付され、表紙裏には次の記載がある。

- 一、本記ハ自宅ニアリシ記録ノ虫害ノ為メ写シ替ヘタルト町内某旧家ニ各保存ノ記録ヲ蒐集膳写シタルモノニシテ書中不明ノ文字アルモ判読ノ外

ナシ

大切ニ保存之事<sup>14</sup>（印字は「山下」）

これを記したのは、前述の山下竹三郎である。資料⑤は、山下が自宅及び湯浅町内の某旧家の古記録を転写したものであり、著書の材料としたものようである。したがって、転写年代は昭和六年以前ということになる。また、資料⑥も、筆跡から山下作成の転写本であることが確実である。ただし、資料⑥の後半部分は、後述するD系統の記述となる。

資料⑤は、本文冒頭に資料①・同②冒頭と同じ宝永四年地震津波に関する記録が写されているが、虫損により判読不能とされる箇所が多い。その後にはC系統共通の記述が続くが、途中に深専寺石碑正面碑文の写しが挿入されている。そして末尾に「弘化四丁未三月廿四日信州善光寺近隣大地震調査之写」という弘化四年（一八四七）の善光寺地震に関する記録が写されている。

資料⑥については、冒頭からC系統共通の記述があり、その後、嘉永五年の水害や異国船出没等に関する独自の記録を挟んでD系統の記述に続く。

#### C系統収録の記録五種

C系統の記録は資料⑤及び同⑥の二種類あり、いずれ

も山下竹三郎による転写本であることは右に述べた。したがって、C系統の記述は、同じ親本から山下が複数転写したものであることが間違いないであろう。

ところでC系統の記録は、内容から更にC・1からC・5まで五パターンの記録に細分化できる(表2)。つまり、C系統の記録は、元は異なる五つの原本を持つ記録が転写されたものである。ただし、山下が異なる五つの親本を転写したのか、又は複数の原本から転写された親本から更に転写したのかは定かでない。

C・1は、地震後鍛冶屋町・深専寺前を通過して天神山へ避難し、別所村「別忠のせど」に小屋掛けして七、八日暮らした者によって原本は書かれている。「地震ハあとから三四年もゆりたれけれども」という記載があることから、地震・津波後四年経過後に書かれた記録だろう。末尾に「大地震ゆりたら広い所に逃る事」という直截に教訓を読者に伝える記述(以下「教訓的記述」という。)を含み、家内又は子孫の者へ向け教訓として書かれた記録であるといえる。

C・2も、「又々地震ハ三年間ゆり申候」という記述が

あることから、原本は地震・津波後三年経過以後に書かれたものようである。「鍛冶屋町・御蔵町を上り道町へぬけ寺前筋を天神山へ逃ける、是ハ大一之道筋也」という教訓的記述を含む。

C・3は、原本が地震・津波二か月後の安政二年正月に書かれたようである。こちらにも「比道筋ハ大極上之道也」という教訓的記述を含む。

C・4の原本は、安政元年十二月五日書かれたもので、具体的な避難路等について述べた上で「右之通り相心得可申事」と結んでおり、明らかに他者への教訓として書かれた記録である。

C・5の原本は、安政元年十二月十六日に書かれたものである。原本を記した者は、名前は記されていないが、中町に住み、村方名寄帳を管理する村役人で、家内に佐大六という者がおり、かつ伊助・四郎左衛門という同族又は近しい者を持つ人物であることが分かる。すなわち当時湯浅村北組・南組の兼帯庄屋であった北村(大坂屋)清左衛門であろう。<sup>(16)</sup>

C・5は、北村清左衛門個人が取った行動が非常に詳

しく書かれてある。個人の行動の記録としては最も詳細である。しかも、同人は庄屋であるので非常に興味深い内容であるといえる。「已来大地震有之候ハ、洪浪と相心得、逃道ハ深専寺前より土井堀へ出、天神坂之上の方へ参り候事、必ず外道へ参り不申相心得候事、御蔵後口手へ汐上り有之候間右之方へ参り不申事」という教訓的記述を含む。

また、次章で述べるように数値化された湯浅村全体の被害記録等もある。庄屋の記録であることから従来信頼性も高いものと評価されたようで、先行研究も、C・5を多く典拠にしているようだ。

## エ、D系統の記録

資料⑥の後半部分と資料⑦は同内容であり、D系統とした。

資料⑥には、「三月朔日・同十六日・十七日の夜地震少々計大なり、夫より十九日七ツ時又々地震」という記載があることから、早くても安政二年三月十九日以降に書かれた記録を親本として、山下竹三郎が書き写したということが確認される。

一方、資料⑦は、冒頭に「地震記」という題が付され、末尾は次のとおりとなっている。

：右地震記雖<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>半事多くして記に暇あらず、依而爰二省略ス、心得可クナリ

湯浅

赤桐武兵衛

嘉永七甲寅重吉月書

網屋甚兵衛

繁蔵

所持

網屋甚兵衛

繁蔵

「嘉永七甲寅重吉月書」以降の記述はそれ以前と筆跡が異なっており、網屋繁蔵が書いたものと思われる。また、資料⑥の末尾には書かれてある安政元年十二月以降の出来事に関する記載がなく、最後に「右地震記雖<sup>レ</sup>未<sup>レ</sup>半事多くして記に暇あらず、依而爰二省略ス」とある。つま

り資料⑦は、「地震記」というD系統の親本を湯浅の赤桐武兵衛が途中まで転写した記録で、その後、網屋甚兵衛の家の者であろう繁蔵が所有したものであると思われる。赤桐武兵衛は、湯浅において最も古い時期から近代まで活躍した醤油業者<sup>17</sup>だが、史料Aの「救合」供出者一覧には名を見出せない（銀四〇目を供出した赤桐善兵衛（D系統記録の一覧では「善太郎」）の身内の者か否かは不明）。網屋甚兵衛は、米一〇石二斗四升四合を供出している。資料⑦の現所蔵者は、「網屋」の屋号を持つ湯浅の旧家の親類であるが、網屋甚兵衛・繁蔵及び赤桐武兵衛との関係は不明である。

D系統の記録も、「右之通銘々分限に応じ救合家流レ家業成りかたき難渋のもの日々此恩沢を蒙妻子とても飢に及さる事誠ニ有難き事子孫に伝へて不可忘」などあることから、明らかに原本は家内・子孫への教訓として書かれたものである。

### オ、Eの記録

資料⑧も湯浅町教育委員会所蔵の山下竹三郎による転写本で、『宝永四年の大潮』<sup>18</sup>という外題が付されている。

その名のとおり宝永地震津波に関する記録を主に集めた転写本である。同書冒頭に、資料①・同②冒頭部と同様の宝永地震に関する記載があり、その後、安政地震津波に関する記載がある。この記録をEとした。なお、Eの記載の後、有田郡田村（現湯浅町田）の神主家による宝永津波記録<sup>19</sup>、同郡千田村（現有田市千田）辺りの神職によるものと思しき嘉永・安政期の記録及び「文政十一年霜ふり月十二日新板越後国大地震口解」なる文政十一年（一八二八）の越後三条地震に関する記録の写しが収録されている。

Eの記録には、最後の段落に次のとおり記載があり（第三章に現代語訳）、明らかに教訓として他者へ向けて書かれた記述と思われる。また、原本は津波翌年の安政二年五月以降に書かれたものであることが分かる。

一津なみと言ハ汐沖分高ク成と存候へども、左程沖  
分も汐来るとも相見江不申、大イ成地震ゆり候へ  
者汐茂左之通ゆり揚ると存候事、左候へ者浜きわ  
分上り候与存候、大イ成地震ゆり候得者浜江逃ケ  
候事者よろしからず、又者船へ乗も同断、船へ乗

候て死ス人も有之候、前方之津なみハゆるくと  
来ると申事ニ候得とも相違ニ而、汐わき立汐来ル  
時誠ニはやし、引時者ゆるやかと存候、尚又其節  
ハ金銀・証文・大切之品流し候者有之、且また其  
品をひらい候者御上様分夫々調べ吟味ヲ致候事、  
扱又大晦日ニ地なり大イニする、卯正月九日下浪  
つよく皆々おどろき候事、夫分四五月時分迄壹式  
度づ、地震ゆり候事

#### カ、古文書小括

以上、現存する湯浅村民によって書かれた安政地震津波に関する古文書を確認した。現在五系統八点の記録が確認されるが、資料②及び同④を除く全てが転写本であることが確実である。また、記述内容は全部で九パターンあることが分かった。これらの原本は、いずれも市街地に居住した者による記録であると思われる。その中には、湯浅村北・南組庄屋北村清左衛門もいた。

九パターンの記録全てに、集約された情報である村内各所の被害状況が記載されている(表2)など、内容が近似したものが多く、また、複数の転写本の存在が確認

できることから、湯浅村民間では、被害情報の交換・共有が、記録の筆写を含めて盛んに行われていたことが推察される。また、転写の過程で、内容の一部を自家の経験に差し替えることによって災害記録の各家でのカスタマイズも行われていることが分かった。

なお、これらはB(資料④)を除き、明らかに他者に教訓として読まれることを目的として書かれている。Bの記録も、直截に教訓的な記述はないが、被害状況を記すことよって後の教訓となることを意識して書かれたものといえるだろう。個別具体的な避難路・避難場所や経験がカスタマイズされて書かれているもののあることから、概ね読者としては家内の者や子孫等が想定されていると思われる。

## 二 湯浅村における安政地震津波の状況

前章で確認した湯浅村民による記録から、安政地震津波及びそれに伴う被害の状況並びに湯浅村民の対応をまとめてみる。

(一) 地震・津波の状況と被害時の人々の様子

ア、予兆

九パターンの古文書記録のうち、六パターンの記録(A・B・C・2・C・3・C・5・E)で、嘉永七年六月十四日に発生した伊賀上野地震時の状況が記述されている(表2)。深専寺石碑にも書かれていることから、同地震が、十一月四日(東海地震)・五日(南海地震)の地震・津波の予兆として広く認識され、かつ重要視されていたことが分かる。

イ、地震・津波と人々の状況

嘉永七年十一月四日朝五つ時(同八時)頃から四つ時(午前十時頃)頃にかけて大地震が発生し、半時(一時間)程続いた。家々の瓦は落ち、柱がねじれ傾く家が多く出た。河口では「よた」が激しく起こり、その日は五つ六分(午前九時過ぎ)が満潮で八つ六分(午後三時過ぎ)が干潮になるはずであるところ、昼過ぎまで込潮(沖から陸側へ向かってくる潮流<sup>20</sup>)が続いていたので、皆不思議に思い、井戸の水位を確認したが、津波の予兆と言いつええられてきた水位の減少は見られなかった。浜へ潮の様子を

見に行く者も多く、そのうちに津波が起こるとの風聞が出て大騒動となった。各家が、衣類・蒲団・米などを老人・女性・子供に持たせ、別所村・青木村・山田村・吉川村(現湯浅町内の各大字)等の近在の親類や心安い人の家に避難させ、成年男性のみが自宅に残っていた。庄屋の記録であるC・5によると、津波を警戒して山田川・広川各河口へ漁師約二〇名ずつを付けて番をさせた。しかし、その日はその後夜まで何事もなく、皆喜んだ。

翌五日は前日以上の晴天で、前日の地震後は至極静謐な状態が続いていたので、皆安心し、避難させた家族及び家財を戻していた。ところが、昼七つから七つ半時(午後四時〜五時)頃に前日の何倍もの大地震が発生し、皆仰天して家から出て、野外へ畳を出してその上に集まっていたが地震はなかなか止まず、八〇才位の老人も記憶にないというほどのことであった。半時(一時間)ほどしてようやく地震が弱くなったので、市街地の住民は、家財を持って避難した。しかし、この日は前日と異なり、津波の発生については警戒していなかったようである。そこへ、海底で雷数千回分が一度に起きたかのような轟

音が二、三度起こり、俄かに海面が山のように盛り上がった、「津浪だ。」と言うや否や、瞬く間に大波が大木・大石を押し流して船・家・蔵を微塵に碎きながら押し寄せた。皆、我先に金銀・財宝・衣類等も持たず満願寺山・天神山・護念寺山・向山へと散り散りになって逃げた。浜辺へ逃げていた人は腰まで潮に浸かりながら命からがら逃げ、慌てて船へ乗った人は多くが亡くなった。その夜、人々が避難した山々では、提灯、松明等がひしめき、夜の明けるまで家内や親類、心安い人を尋ね合い、または迷い子を探す声があふれていたという。

中町に住む庄屋北村清左衛門は、五日の大地震中に村方名寄帳等の諸帳面や銀筆筒等の家財を持ち出し、自宅向いの福蔵寺に置いていたが、海鳴りが始まってから、これらのうち名寄帳等重要なものを青木村庄屋児島惣兵衛の許へ預けにやった。そして、自宅表へ水鉄砲を備えて火事に備えるなどしたところ、津波に遭った老人・子供都合三人ほどを焚火にて温め、また茶粥を供する等により介抱した（C・5）。

その夜、朝までの間に五、六回地震があったが、亥の下

刻（午後十一時）頃のものが特に大きかった。この頃、湯浅市街地は無人となっていた。何度も余震があるために、男性が時折自宅を見回りに来る程度であった。ようやく十六日・十七日頃から少しずつ帰宅するようになったが、十二月中旬頃までは、度々流言により内陸部へ逃げる者も多かった。安政二年二月頃から、ようやく地震も静まり、人々も安心するようになったというが、同年中は度々余震があった。三、四年余震があったという記録もある（C・1）。

#### ウ、流失・浸水等の被害状況

九パターンある古文書の記録を総合すると、湯浅村内各地区の津波被害は次のようになる。

広川沿岸の川原地区では、弁才天付近の島之内では、西側の広屋久七・平野屋惣吉（七）・日高屋利兵衛の三軒及び東側の建物三・五軒が辛うじて流失は免れたが流失同様の大破損で、残りは全て流失した。新田筋の家々は残ったが、大破損であった。弁才天社の社殿は流失したが、御神体は平野屋の座敷に全く濡れずに鎮座していたという。

中川原では、建物は残らず流失したとする記録と、ほとんど流失したが丁子屋嘉七他数軒は残った（ただし大破）とする記録が混在する。

大小路筋では、建物は残らず流失したとする記録と、西側の榎ノ長兵衛宅周辺の数軒が残ったとする記録がある。

鍛冶屋町南側の坂の下は大小路筋にかけて皆流失したようである。

山田川沿岸では、北橋が落ち、橋の南側にあった屋敷二軒及び鍛冶屋の細工部屋一軒が流失した。北岸の「ゆりの堤」という堤防及び橋の周辺の堤二〇間程が崩れ、南岸の堤防も養仙川河口部周辺の二〇間余が崩壊した。

山田川北岸の向島・戸岩地区(2)に関する記述にはばらつきがあるが、家屋が皆流失するほどの甚大な被害だったようである。

北町では、中町角以西の建物は床上浸水し、大破したようである。浸水は、その東側、竹屋善吉（現湯浅二七番地）辺りまであったようである。

海側から見ていくと、浜町西側及び新屋敷は全て浸水

した。新屋敷地区は大半が「半流同前」（史料A）の大破となったようである。なお、南北の両戎神社とも、塀は残らず流失したものの社殿は少しも異変がなく、「御神徳」に皆恐れ入り、ありがたく思ったという。

浜町は、北側一丁は三尺ほど浸水する場所もあったようである。南は先述の大小路筋辺りが大破、東側でも南から柿の木小路辺りまでは浸水被害があったようである。

中町では、本勝寺以北及び福蔵寺以南で浸水した。南から横町までは「大あれ」という記録もある。因みに、「湯浅町津波避難マップ」でも、中町筋は南から横町との交差点辺りまで浸水深四〜五メートル区域が細長く伸びている（南海トラフ巨大地震発生時(2)）。海側から上がって来る津波は中町辺りまでだったようだが、南部及び北部は、広川・山田川両川筋からの津波が上がってきたわけである。

鍛冶屋町は、先述のとおり南側の坂下は流失したが、坂の上七、八軒ほどまで切石（敷石）までの浸水があり、また北から半丁辺りまでも浸水があったようである。

道町では、北の山田川・養仙川から来た津波により伝

馬所（現湯浅八七四く八七六番地周辺）以北が床上浸水で、山家町との交差点辺りまで浸水があったとみられる。南側（広川沿岸部）は、坂の下は「大荒」（C・3）で、満願寺下まで広川沿岸部一帯が浸水した。坂の上も南から七、八軒ほどまで切石までの浸水があったという。久保里地区も、横町沿いの坂の下では中川原すなわち広川からの津波により床上七、八寸まで浸水し、溝伝いに深専寺前まで上がったらしい。

走り上がりでは、残らず家屋に浸水被害があり、一、二軒は大破に及んだようである。

山家町では、「紺吉殿」及び「柳半殿」（ともに不明）周辺では残らず床上浸水し、五〇く六〇石積の船二艘や古木類が流れ着いたという。道町同様、北の山田川・養仙川から来た津波によるものであろう。

田畑は、南（広川沿岸）が金八新田（不明）から満願寺近所の畑まで、北は山田川北岸の向島新田、戸岩向いの畑までが、浸水により土砂が流入して「床はげ」のため大荒れとなった。六軒家、走り上がりの田畑も浸水した。広川上流の別所村・名島村（現広川町名島）でも田畑の

浸水被害があった。

津波の逆流により、広川では名島村堀川屋という湯屋の端に伝馬船が一艘、同村大納屋新田の前に五〇く六〇石積の備前国の蜜柑船二艘が遡上し、別所村の田に破損船・家の古木や雑具類が山のように流れ寄り、同村御蔵表畑に船四、五艘が流れ着いた。また、手繰網漁船も五〇艘ほど遡上したという。山田川筋は、清水渡り橋（現清水橋）の少し上流まで津波が遡上し、走り上がりから六軒家・浜田向・宮後・吉里松辺りまで船・材木・家の古木・雑具等が山のように流入した。蜜柑船六、七艘が遡上し、流失した蜜柑は数知れずという。また、山田川でも網船・手繰網漁船六〇艘ほど上がったという。

庄屋の記録であるC・5によると、湯浅村内の建物被害は、家屋流失一八七軒、「流失潰同様」の大破二四八軒、床上浸水三一軒、床下浸水一六二軒、津波によらず地震による全壊八軒、半壊一四軒で合計九三〇軒にのぼったという。天保十年（一八三九）成立の『紀伊統風土記』によると、湯浅村の家数は一、二五五軒とあるので、村の約四分の三の建物が被害を受けたことになる。

死者はC・5によると二八人（男一〇人・女一八人）とあるが、これは湯浅村民だけの人数のようで、A系統の記録によると他に七人前後の備前・雑賀崎（現和歌山市雑賀崎）・遠国からの旅人の死者があるようだ。備前の旅人は前出の蜜柑船の関係者、雑賀崎からの旅人は漁師であろう。

湯浅村沿岸に停泊・繫船していた船のうち、五八艘が流失し、九二艘が修理不能な大破、七八艘大破、一一艘小破損で、合計二二九艘が被害、津波後に無疵であった船は僅かに三、四艘であり、船具・漁網等は全て流失した。

田畑・屋敷地の荒高は三七〇・二六八八五石（『紀伊続風土記』では村の田畑高一五六六石余）、川除堤防破損四五箇所、浪除堤防破損二〇箇所、道路破損一〇箇所、橋破損三箇所等の被害があったという。

宝永地震の時も安政地震の時も、総じて流失等の家屋被害は、市街地北部よりも南部の方が甚大であったという。

## （二）地震・津波への湯浅村民の組織的対応

### ア、地震・津波後の組織的対応

古文書によると、地震・津波後、湯浅村では次のように組織的な対応がなされたことが分かる。

まず、津波翌日の十一月六日、湯浅村民である湯浅組大庄屋数見（網屋）清七と村役人は、宮の馬場の牛居善左衛門宅を役人宿とし、「村中大家筋を初身元宜敷者」（史料A）「村内中分以上之家々」（E）から相応の救合米金を徴収した。救合米金銀は、合計米五九四・六三五石・金一七両・銀五貫四七〇目にのぼる。救合米金銀を供出した者は十一月六日から八日までの間、役人宿の立札で掲示されたい。その写しが史料Aの人名一覽である。

「村内中分以上之家々」とあるが、自宅が「残り候得共流失同様」（C・5）となった広屋久七は供出者中に見出せない。広屋久七は、湯浅地方の漢詩結社「古碧吟社」の拠点となった旅館広久（別名古碧楼）を営んでいた。本来明らかに村内で中間層以上に位置するはずの者である。また、「婆」が津波で濡れ鼠になり、庄屋北村清左衛門に介抱された場ノ五郎兵衛（C・5）は、湯浅村海防掛に名を連ねる者であり、中間層以上の者であることは確実であろう。彼らは、（当然ながら）津波被害甚大によ

り、救合米金銀の供出を求められなかったものと思われる。つまり、湯浅村では、中間層以上で、津波被害が比較的軽微で供出可能な者から、可能な範囲で救合米金銀の徴収がなされたというべきであろう。また、紀州藩からも「御救」米約八〇〇九〇石、家屋流失・浸水の者に家木料が支給された。<sup>(27)</sup>

そして、上記の米・資金を基に次の施策が展開される。

まず、津波翌日の十一月六日から役人宿にて炊出しが行われている。同月十一日からは満願寺を出張役所と改めて移転して炊出しを続けるとともに、同寺西側の塀下に大造なる小屋を二棟建て、老人・女性・子供や居宅を流失した者達に住まわせた。炊出しでは、一日に一人当たり二合の粥が十二月二十五日まで支給された。同月二十六日から翌安政二年正月十六日までは、一日に一人当たり二合の米が支給されたという。

また、鉄炮方十組が動員され、夜分嚴重に村中の警備を行った。津波後空き巣が多発していたらしい(D)。なお、後のことになるが、拾い物を申し出る者も有るがそれを隠し置いて露見し面目を失う者や、盗みが露顕して捕え

られる者も数人に及んだ(資料⑥)。

鉄炮方の十組とは、異国船の襲来を受けて藩命により組織されていた浦組鉄砲方湯浅組<sup>(28)</sup>のことで、藩の海防方湯浅組頭菊池孫輔(海莊)の指揮下に置かれた。湯浅では、組頭角屋右馬太郎等が毎日油断なく稽古に励んだという(資料⑥)。<sup>(29)</sup>

満願寺に出張役所が構えられた十一月十一日頃から、救援活動と並行して復興に向けた活動が始まる。津波により、村内各所へ船・家・材木・古木・古竹や諸道具・雑具類の震災がれきが「山の如」く「流れ集り、浜町ヨリ西八北ヨリ南二至迄一面、其外北・南両かわはた筋往來出来」ないほどであった(史料A)のを、難渋者を日雇いで一日一人当たり白米二升、子供には五合から一升まで支給することによって取り片付けさせた。家を失った者に限らず、困窮する者は皆この人足に雇われたよう<sup>(30)</sup>で、毎日浜方すなわち津波被害者等四百人余、内陸部の難渋者三百人余の都合七百人余が参加し、毎日人足米凡そ二八俵〃三四、五俵の支出に及んだ。

震災がれきのうち、古瓦・古材木等売却可能な物は入

札により売却し、売上げは家屋流失した家に配分されたらしい。田畑へ流れ込んだ船も人足を動員して浜辺へ出し、海底にも海人を数日間潜らせ、拾い上げた物も多かったという(資料⑥)。

一方、村内から鹿島・伊勢・山東(伊太祁曾)・日前宮・須佐明神・広八幡宮・青木村若宮・氏神(顕国神社)・諏訪明神・「山上様」(不明)一二ヶ所の神へ願をかけることとし、代参者二人は青木村長池で三度水垢離を行った。顕国社・諏訪社・若宮の三ヶ所へは十二月に村内一統百度参りを行い、それから代参の者が各神社を参詣した。ただし、鹿島神社は南部の鹿島神社(現みなべ町埴田)を詣でたという(E)。

このように、湯浅村では「救合」を基に種々の救援・復興施策が実施された。比較的被害が軽微な者達が救合を行ったとは言え、村外からの寄付者を除き、所有する不動産を含めると、彼らの中に全く損害のなかった者はいないであろう。救合米金銀を供出した者達に対し、藩はその程度に応じ褒美を送っている。

## イ、「救合」と海防組織との関わり

上記のように、湯浅村では津波直後から迅速に組織的な対応が取られたといえる。では、何故に湯浅村では、このような「救合」施策が可能であったのだろうか。

湯浅村では、日頃訓練が行われていた海防組織の人脉を活用し、また動員して具体的な地震・津波対応施策が行われたのではないかと推測できる。

同村では、菊池海荘の尽力により天保十年に稽古場が開かれるなど、海防・農兵の活動が盛んであり、また大庄屋数見清七が特に熱心な活動家であった。<sup>(31)</sup>

先に述べたように、津波後の村内警備に鉄炮方が動員されたが、鉄炮組に限らず、湯浅村「海防掛」の人名帳に記載の人名と、「救合」寄付者には重複する者が多い。<sup>(32)</sup>

大庄屋数見清七は、湯浅村においては、津波後の緊急非常事態にあたって、日頃訓練を行っていた海防掛を動員して、「救合」による資金捻出と、具体的な救援・復興施策を行ったのではないか。既存の、活動活発な組織を活用したからこそ、短期間での資金調達と施策実行が可能になったものと思われる。また、既存の組織が活用出来得る程度に、湯浅村においては地震・津波被害がとど

まっていたともいえるだろう。

史料Aでは、「当村之仕合」として次の三点が挙げられている。

第壹 火事なかりし事

第貳 米（の価格）次第下落ニ及候事

第参 場所（中心市街地）へ浪不來事

地震に伴う火事や津波によって中心市街地で大きな損害が出ていたなら、どれほど「仁慈憐愍の心」がある者でも協力することはできず、村からも依頼することもできない、米もあまりに高値になっては供出しがたくなる

とA系統原本の筆者は述べ、上記三点のうち一つでも欠ければ、救合は困難となり、「村中大キニ迷惑難儀いたす」ところであったとする。

実際に、大庄屋数見清七の指揮下にある同じ湯浅組でも、中心市街地全域・全戸が浸水した隣村の広村<sup>(34)</sup>では、湯浅のような多人数による「救合」は行われなかった。広村でも、濱口梧陵が主導して海防・農兵組織の活動が活発であったことは広く知られているが、同村<sup>(35)</sup>においては、津波被害があまりに甚大のため、湯浅村と同様な海

防組織の人脈活用及び動員が不可能だったのではないか。広村では、関東に経済的拠点を持つ濱口梧陵・濱口東江・岩崎明岳等少数の者達が莫大な負担をして救援・復興事業がなされた<sup>(36)</sup>。

湯浅村において多人数の各自応分の負担による「救合」が可能であったのは、確かに（前述のように村内四分の三の建物が被害を受けながらも）中心市街地の被害が比較的軽微であったことが大きいだろう。

### 三 災害教訓の後世への継承

先述したように、湯浅村に伝わる安政地震津波に関する古文書は、そもそも教訓として活用されるべくして作成されている。かつ、その中でも特に「可心得」等と書き残された教訓的記述がある。また、深専寺石碑も、教訓を後世の者に伝えることを目的として建立されたものである。ただし、古文書においては、教訓を引き継ぐべき対象としては主に家族・子孫が想定され、一方石碑の方は対照的に、より不特定多数の者に対してメッセージ

を発生するものであるといえる。

古文書における教訓的記述及び深専寺石碑碑文の記述内容を検討して、湯浅村民が如何にして津波被害の経験の後代の者に伝達しようとしていたのか、その特徴を考えていきたい。

## (一) 古文書

史料 A では、地震に関し心得るべき事として、大地震があり、海鳴りがあれば、必ず津波が発生するものと心得て、用意すべきこととして次の五つを列挙している。

第一は火の用心である。地震が起きた際にはまず竈・火鉢・火燵の火を消すべきことと記されている。

第二に、持ち逃げる品すなわち衣類・蒲団(ただし家の事情により可能である場合)・神仏・過去帳・諸帳面やその外大切な物は皆一箇所に集めておき、いざという時に持ち逃げしやすくしておくことで、平生から心掛けておくべきことであるという。提灯・蠟燭・付木も必需品であるという。

第三は、逃げる際の心得として、蔵の窓や入口の引戸の両方ともあらかじめ土戸にして(表面に土又は漆喰を

塗って) おき、戸締まりをしつかり行うこととしている。

第四に、逃げる際には家内一同離れず散り散りにならないようにすべきとする。

第五は、逃げる際には決して川の近くへは逃げず、御蔵町から「す常小路」を通り、天神山へ行くべきことを記す。

その他の古文書に見える教訓的記述は、

・大地震が起きたら広い所へ逃げる。(C・1)

・鍛冶屋町・御蔵町を通って道町へ抜け、(深専)寺前筋を天神山へ逃げる、これが第一の道筋である。(C・2・

C・3)

・大地震が起きたら四つ辻の中央で静まるまで待ち、静まったなら直ぐに家の火元を全て消し、蔵の土戸を閉めて逃げるのが第一である。逃げ道は、ここから御蔵町通りを東へ行き、寺前丁を通って天神山へ逃げ行けば命に別条はない。(C・4)

・今後大地震が発生した時は津波も来るものと心得、逃げ道は深専寺前から土井堀へ出、天神坂の上の方へ参ること。決して他の道は通らぬように心得ておくこと。

御蔵(別所村「御蔵」のことか。)の後ろ手に津波があがったので、右の方へは行かないこと。(C・5)

・逃げ道は、寺町筋を天神山へ逃る人々は難なく逃げる事が出来た。この道筋は第一の逃げ道なので今後心得ておくこと。宝永地震の時にもこの道が良いとされた。川に近い道筋は悪く、山家町筋を逃げる人々は、町はずれの石橋にて脚の高さまで津波が来て、大いに難儀した。広川の川端筋を別所村へ逃げる人々は大半が死亡した。この道は川筋なので津波の流れが早く遅れ難い。たまたま遁れ得た人は皆屈強な若者で、水浸しになって命からがら助かったものである。山田川の川端筋は、広川よりは津波が来るのが遅く、死亡した人はない。(D)

・津波というものは沖から高くやって来るのが見えると思いがちだが、実際にはそう見えない。大地震と同じように潮も盛り上がると思うべきで、そうであれば津波は浜際から上がってくるものと思う。大地震が発生してから浜へ逃げるのは良くない。船に乗るのも同様である。船に乗って死んだ人がいる。(E)

このように、教訓は、大地震後には必ず津波が発生するものと心得よというものと、採るべき津波からの避難路についてのものが多くを占める。道筋は順路が具体的に指示されるものがほとんどで、各古文書(原本)の筆者は、基本的に自宅に居住する家族又は子孫へ向けて書き残したものであるといえる。

また、「昔」すなわち宝永地震津波以来のものと思われる言い伝えと、安政地震津波の際の現象・経験との相違を挙げて教訓とする記述も多い。言い伝えに従ったばかりに危うい目に遭った者が相当数あったことが推測される。また、それほど宝永地震津波の経験が言い伝えとして広く共有されていたということもできる。

・津波は、上がってくる時は大変緩やかで飯を一回炊く程の時間があり、引く時はとても烈しいとの言い伝えであったが、この度はそうではなく、甚だ激しく上がってきたことは譬えようがないほどである。瞬く間に何もかもが粉碎された。

・津波があるときには必ず井戸の水が減ると言い伝えられていたが、この度は格別減っているようには見えな

かった。所にもよるが総じて近郷の井戸の水は津波の頃から大きく減り、吉川・山田では大変少なくなり、中にはさっぱり枯れてしまった井戸もある。十二月の餅搗きの頃まで水がなかったので、村中二、三軒ずつが共同でようやく餅搗きをしたとのことである。場所により少しの違いがある。ただし、米を洗う水がないためである。水がある井戸は、村内に二、三軒に過ぎなかった。

・宝永地震津波は、前の津波から一二〇年目の宝永七年(マ)亥十月四日に発生したとのこと。宝永津波から嘉永七寅年までは一四八年目になり、これまでは大体百年余の間隔で津波が上っていたが、天変はいつ、如何様に変わることがあろうにも予測しがたい。決して百年以内には発生しないと等閑ナラザリに思ってはならない。(以上A)

・津波は上がるときは緩やかに来るといのは間違いで、非常に速い。引くときは緩やかであった。(E)

① 大地震の後には必ず津波が来ること

② 具体的な逃げ道・逃げてはいけない場所

③ 昔からの言い伝えの否定

④ 地震・津波の発生に日頃から備えておくべき事項の四つである。特に②については、筆者ごとに個別具体的な指示が書き込まれており、家族・子孫という特定の者の救命を第一の目的として作成された情報であるといえることができる。

## (二) 深専寺石碑

深専寺石碑正面碑文(史料一)の内容は、次の三つに大別することができる。

〔前部〕地震・津波に至る経緯(冒頭)「建置ものそかし」  
〔中部〕言い伝えの否定(「又昔より」)「にこりもせざりし」

〔後部〕教訓(「さすれハ井水の増減によらす」)「末尾」  
前部では、予兆から嘉永七年十一月五日の地震・津波に至る経緯が述べられる。六月の伊賀上野地震を津波の予兆現象と捉え、当該地震の様子をかいつまんで述べる。先に見たように、当該地震が予兆現象として重要視されたことの反映である。

次に十一月四日の東海地震の描写に移るが、前述のと

おり「よた」は津波とは明確に区別されており、かつ津波の予兆現象として重要視されていることが分かる。

そして、翌五日の南海地震発生、海鳴りから津波襲来  
の描写となるが、両川筋に夥しい物と共に津波が襲った  
ことは述べられるが、具体的な浸水地域や数量的な被害  
についての記述はない。字数に規定されていることだろう  
か。その代わり、「山のこたく」「みちん二」「勢ひすさま  
しく」「おそろしなるといはんかたなし」と、津波の高さ、  
勢いの激しさ、恐ろしさを形容する文言が並ぶ。そして、  
「浜へ逃」「舟にのり」「川筋へ逃たる」という死に直結す  
る行為の事例を警句的に挙げる。そして、宝永地震津波  
の際にも同様な死者があったという言い伝えも知る人が  
少なくなっていくからという、碑建立の趣旨が述べられ  
る。つまり、前部では、津波の予兆現象、津波の恐ろし  
さ及び津波に際し死に直結する避けるべき行為を強く訴  
えているものである。

中部では、井戸の水位が減少することが津波の予兆で  
ある（井戸の水が減らなければ津波が来ない。）という  
宝永地震以来の言い伝えを否定している。避難の必要性

を否定する認識が死に繋がることから碑文に記したもの  
であろう。また当時、この言い伝えが人口に膾炙しており、  
強く否定し、訴える必要があったのだろう。

そして最後に後部で直截な表現で教訓を述べるが、そ  
の内容は至ってシンプルであり、大地震があれば、火の  
用心をし、津波が必ず来るものと思い、深専寺門前を通っ  
て東の天神山へ避難しろ、というものである。

碑文には、古文書に記されていた教訓のうち、④「地震・  
津波の発生に日頃から備えておくべき事項」は含まれな  
い。当該情報は、言わば災害への「より良い備え」であり、  
最優先に強く訴えるべき内容とは見做されなかったのだ  
であろう。

碑文に述べられている事項は、いずれも古文書にも頻  
出する。特に史料Aに類似するフレーズが複数見受けら  
れるし、井戸水に関する言い伝えの否定も共通する。古  
文書に使用されている事項・フレーズが石碑に抄録され  
たと考えるのが自然であろう。見てきたように、これら  
古文書には複数の転写本があることから、少なくとも、  
恵空一庵ら石碑碑文を検討する者及び周囲の人々の間に、

これら古文書の内容となつてゐる情報が共有化されてゐたことは間違いない。その複数の、本来は特定の者に向けて書かれたものながら広く共有化された教訓から、より不特定多数の後世の者達への教訓とすべき、特に重要な事項が選ばれ、分かりやすい語句及び文字の文章にされた。

それらが、恐らく能筆家として評価されていたのであろう恵空一庵によつて読みやすい字で書されたのが、この碑文である。

そしてこの碑は、避難路として第一の道とされた深専寺の門前に津波犠牲者の三回忌のタイミングで建立された。同寺関係者のみによつて建てられたのではない。石碑裏面の寄付者に名を連ねてゐる者・集団及び世話人は、必ずしも同寺巨家に限らないことがそれを物語つてゐる。

石碑寄付者のうち、広屋久七、日高や利兵衛、丁子屋嘉七及び平ノや想吉は、古文書に津波被害のあつた者として名が挙がつてゐる。また、「手クリ仲間」と石碑にある手繰網漁船が大損害を蒙つたのも先に見たとおりである。彼らはいずれも津波直後の「救合」供出者（史料A）

には名を連ねてゐない。津波被害のため、津波直後には「救合」供出を求められなかつたのであろう。それが、二年後の深専寺石碑建立時には寄付を行つてゐるのである。彼らは、被災後相当に経営を回復させ、自らの体験から得た教訓を後世の多くの者へ伝える取組に加わることとなつたのである。

## おわりに

本稿では、湯浅村における安政地震津波に関する記録を確認し、地震・津波の発生状況、被害の実態と共に村民の対応を教訓の継承まで含めて明らかにしてきた。

湯浅村においては、市街中心部の被害が比較的軽微であつたことから、予て活発であつた海防組織を活用して救援・復興施策を組織的に展開することができた。また、村民間で記録の筆写等による被災経験及びそれから導かれる教訓を共有化し、継承する活動も活発であつた。その集大成が、深専寺石碑建立であつたといえる。

同じ津波であっても、地形等の地理的条件によつて近

接する場所の被害が大きく異なることがあるように、本稿で見た湯浅村における海防組織の活動状況等、地域の歴史的条件によって災害後の救援・復興施策の有り様が規定されることもあるだろう。湯浅村においては、市街地域の津波被害が比較的軽微であったという自然的・地理的条件と、幕末期の世相・海防の動きと連動した地域の歴史的条件に恵まれていたということになろう。

私は、津波被害と紀州藩の海防施策が相俟って地域社会に苦境をもたらしたであろう事例を紹介したことがある<sup>(37)</sup>。本稿により、地域によって、同じ政策であっても自然条件や歴史的条件との兼ね合いで、及ぼされる影響が明と暗に分かれることがあることを知った。過去の災害史を探究するとき、単に災害記録だけを見るのではなく、各地域の歴史的特殊性等も加味して考察する必要を改めて感じる。

【史料一】「大地震津波心得の記」碑碑文（深専寺）（読点及び中点は引用者による。）

（正面）

大地震津なみ心え之記

嘉永七年六月十四日夜八つ時下り、大地震ゆり出し、翌十五日まで三十一二度ゆり、それより小地震日としてゆらさることなし、廿五日頃漸ゆりやミ、人心もおたやかなりしニ、同年十一月四日晴天四つ時大地震凡半時ばかり、瓦落、柱ねちれたる家も多し、川口よた来たることおひたゝしかりしかとも、其日もことなく暮て、翌五日昼七つ時、きのふよりつよき地震にて、未申のかた海鳴こと三四度、見るうち海のおもて山のこともりあかり、津波といふやいな高波うちあけ、北川・南川原へ大木・大石をさかまき、家・蔵・船みちん二砕き高波おし来たる勢ひすさましく、おそろしなんといはんかたなし、これより先、地震をのかれたため浜へ逃、あるひ八舟にのり、又八北川・南川筋へ逃たる人のあやうきめにあひ、溺死の人もすくなからす有に、百五十年前宝永四年の地震にも、浜辺へにけて津波に死せし人のあまた有しとなん聞

つたふ人もまれくになり行ものなれハ、この碑を建置ものそかし、又昔よりつたへいふ、井戸の水のへり、あるひハにこれハ津波有へき印なりといへれと、この折には井の水のへりもにこりもせさりし、さすれハ井水の増減によらず、この後万一大地震ゆることあらハ、火用心をいたし、津波もよせ来へしと心え、かならず浜辺・川筋へ逃ゆかす、深専寺門前を東へ通り天神山へ立のくへし

恵空一庵書

(右側面)

安政三辰年 宮原屋清兵衛  
十一月建之 世話人 石屋忠兵衛

(背面)

〔1段目〕

〔2段目〕

寄附連名  
当山廿六世 常光院敬道  
承空上人代 大坂屋三右エ門

〔3段目〕

花屋源助  
岡屋権四良  
広田屋佐兵エ

公門

法眼弥兵エ  
角や喜右エ門  
柳屋弥三良  
炭や兵右エ門

〔4段目〕

久世甚助  
角屋平兵エ  
すミ庄七  
花屋新兵エ

栖原や太郎左エ門

角屋右馬太良  
藤屋九郎右エ門

〔5段目〕

ワタヤ楠右エ門  
能ミ市郎右エ門  
平ノや想吉  
和泉や藤兵エ

木屋彦三良

館屋和助  
くりや清兵エ

〔6段目〕

大坂屋伊助  
肉桂や豊助  
瀨屋嘉石エ門  
桶や鹿蔵

同 忠兵エ  
同 又助

松谷や清七  
桶屋仲間  
かもや善兵エ

米屋安兵エ  
カサヤ吉兵エ  
問屋長三郎  
手クリ仲間  
日高や利兵エ  
丁子屋嘉七

山形屋清七  
大工新蔵  
瓦や半七  
富上や庄助  
栖原や利兵エ  
鹿島や良助

大坂や金蔵  
内田や喜兵エ  
福島や文助  
木屋半兵エ

【史料A】嘉永七年寅霜月津浪記（湯浅 最勝寺）（誦点・中点、傍線及び（）書の傍書は引用者による。）

（前略）

此度嘉永七甲寅六月十四日夜七ツ時前余程久しき間大地震、翌夕方二十三百度計り、十四日・十五日両夜表へ出、近所隣り寄り集り道具ヲ出シ不寝表二而夜ヲ明シ致し候事、尤田辺ハ此辺と同様、日高郡由良之内、此辺ニ而茂別所・青木・山田・岩淵甚タ緩シ、石垣組・藤並組・千田辺・加茂谷・黒江・日方・塩津・和歌山・大坂・和泉・河内・大和トだんく上へ行程甚敷様子ニ御座候、所ニより紺屋藍坪ヲゆり出し或ハ行灯皿をゆり落し家たおれ怪我人も多分出来候所も有之噂ニ御座候

十三日ニも少シの地震三ツ計りゆり候由

十四日大

地震之後其夜より十八日頃まで小地震昼夜ニ幾度もゆり漸廿五日頃ニ地震鎮り候、此度地震甚敷所

伊賀上野 南都 郡山

江州膳所 膳所ハ城之堀水海へ崩レ込候由

大津 勢州四日市

越前福井

是ニハ十三日天火ニ而城下壹万五千軒程ゆり失、十四日大地震

南山城 加茂笠木山

撰河泉ハ少し者損シも有之候得共格別之事ハ無之様ニ聞へ申候

其外美濃・尾張・丹波辺までゆり候由、九州地・四国辺又東国筋・中国筋はハゆり不申候哉、一向沙汰無御座候

従是 津浪実体

嘉永七年甲寅十一月四日晴天四ツ時頃大地震、凡半時計リ止ミなしゆり詰、家々瓦落柱狂ひ候家も多く有之、皆々驚キ外へ出見合セ居候得共、いよく大ゆりと相なり、其上川へよた来ル事甚敷、四日ハ五ツ六分潮満ニ而、ハツ六分干底之処、昼過ルまで込潮募候故皆々不思議ニ思ひ井之水ヲ見候得共格別減し候様子も見へ不申、或ハ浜へ潮之様子見ニ行人も多かりし、其内ヤレ津浪上ル大騒動ニ及ひ家毎ニ着類ハ勿論又ハ蒲団・米杯ヲ為持、老人・女・子供ヲ別所・青木・山田・吉川其外近在之親類或ハ心易キ方へ逃し置、男分計り内ニ残り候得共其夜までも

何事も無之、ミなくよろこび、翌五日も弥々晴天ニ而其上きのふ地震後至極静謐故皆心ヲゆるし、きのふ近へ逃し人并ニ持運し品ヲ持帰り候時ハ死人之再ヒ蘇生セし思ひニ而先何事なくかへり皆々安堵いたし悦びける、然ルニ昼七ツ時頃またく大地震、今日ハきのふよりいく倍も大キク一同怕リ仰天、早速家毎ニ家内表へ飛出、暈ヲ出し、其上ニ集リ居候得共中々ゆり止ミ不申、八十歳位之老人茂不レ覺事と申され候、漸々半時計り過少シ鎮リ候故、其内ニ如何程之大ゆり可有哉も難計、後ヲ恐レ北川橋向イ大根畑へ居所ヲ替、今日持帰り候着類・ふとの荷物幸未タ其俣有事故何れも持行、扱又夕飯杯ハ此処ニ而支度致し夜ヲ明ス積リニ用意調へ置候、去レとも昨日ハ津浪ニ恐怖して逃候得共何事なく穩かになりし故皆人々心ヲゆるし津浪の事ハ少しも氣ニ付ケ不申、唯地震のミ恐レ居候処暫クして海底数千之大雷雹度ニ如レ発鳴事兩三度、俄ニ海面山之如クヤレ津浪と云哉否哉眈内ニ大木・大石ヲ推流シ船・家・蔵ヲ微塵ニ碎キ押来ル大浪の尖勢イ警ヲ取るに物なし、子ハ親ニ離レ、親ハ子ヲ失イ、我先へト満願寺山ヲ初メ天神山・悟念寺山或ハ向山と散

くニ逃行シ有様ハむかし源平の戦ニ平家の軍兵富士川水鳥の羽音ニ驚キ馬物之具ヲ打捨都迄逃登りし如く、金銀・財宝・着類・雜具ニ至迄皆打捨周章迷イ離レくニ逃行、其夜者山々ハ丁ちん・明松夥敷夜の明るまで家内之もの又親類其外心安キ人ヲ尋合し或ハ迷イ子ヲ呼廻リ聞声ハ恰モ数千里の大藪にて幾億万の蚊の鳴ク如ク誠ニ哀レなる次第なり、翌朝夫く尋會廻り会し其時ハ家・蔵・諸道具皆流今日食物なき人も夫等の事ハ何ともなく只異國へ流されて生死之程も覺束なく幾年月ヲ待託しに不思議と國へ立帰りし人々の相互ニ百年振ニ而逢し心持ニ而、壹ツ所ニ寄り集りきのふの難ニ引かへて今日ハ悦の声ヲ上ケ嬉し泣ニぞなりける、我・人とも今日よりの難儀ハ打忘レ誰生ヲ悦ぶ事是人情の至極ニ而尤なる事なり

但し栖霞原・田村ニテハ一向少ク荒等も聊の事ニ候、広格別甚敷敷浜町不殘、西之方ハ忝原方迄不殘ス皆流失、其外村中へ潮入壹軒も不遁、田地荒潮入田夥敷御座候、西広并唐尾湯浅村同斷、由良ノ内大アレ、夫ヨリ日高・田辺・熊野・勢州ヨリ東海道すじアレ

甚敷噂二候、四国地・九州迄モ大荒

従是心得之事

大地震ゆり海なり候ハ、必津浪上ルと相心得

左二用意可致事

但し此なる音ヲ俗ニ海鉄炮ト云

前日夕海なり地震ゆり候ハ、早々用意可然事、用意致し候上何事もなく候ハ、其時之大仕合なり、必油断不可致事、恐ルベシ

第壹

火の用心

かゝる時ニハ<sup>カマ</sup>ば<sup>カマ</sup>ん<sup>カマ</sup>ニ<sup>カマ</sup>竈の下或ハ火鉢・火燵の火をけし可申候事

第貳

持逃ル品

着類・ふとんハ家内ニ応し、神仏并ニ過去帳・帳面其外大切之もの皆<sup>カ</sup>所ニ集メ置イザトいふとき持逃ル用意、是ハ平生ニモ心掛ケ可置事、猶丁ちん・ろうそく・付木

第参

逃出ル節

蔵の窓・同入口右両方とも土戸ニ致し置、次ニ居宅随分気ヲ付落度無之様メリ可致事

第四

同節

家内離れず<sup>カ</sup>ツ所ニ居ル事、必散々ニ不成様

第五

同節

必川端へ不可逃、御蔵町<sup>カ</sup>々<sup>カ</sup>常小路夫ヨリ

天神山へ可行事

従此

むかしより言伝へ

津浪ハ上汐大キニ緩なるもの故に飯<sup>カ</sup>釜<sup>カ</sup>焚間のあるものニ而引汐ハ甚烈敷ものと言伝へニ候得とも此度浪ハ中々左ニ不非、前書之通上汐烈敷事譬ニ物なし、<sup>マ</sup>内<sup>マ</sup>一津浪ニハ必井の水減ルト申伝へ候得共今度格別減リ候様ニモ相見へ不申、是ハ所ニモよるが都而近在之井之

水津浪之比より大ニ減し吉川・山田杯ニハ一向ニ井ノ水乏敷なり中ニハさつはりかわき候井モ在之、極月餅付比迄水なき故村中貳三軒ツ、組合ニ而漸々餅付いたし候との事

右少しの連在之候

但し米洗ふ水なき故ニ水ケなり有井戸ハ村中ニ貳三軒ニ不過

宝永前ハ百貳拾年目ニ而宝永七亥十月四日上り候由、宝永ヨリ嘉永七寅年迄百四拾八年目は迄ハ大体百年目余リニ而上リ在之候得共天変ハ何時ニ如何様の変あらんも難計、必百年今内ニハ決而有間敷事と等閑ニ思ふヘからず

#### 従是津浪後之人氣

五日津浪之節人々散々ニ逃、我等も其夜ハ<sup>②</sup>青木村長池之上蜜柑畑ニ而夜ヲ明ス、此夜朝迄ニ五ツ六ツゆり候中ニ亥之下刻と思ふ比亦々大地震、是ハ中々々昼の地震よりハ余程大キク是ニハ定而村中の家・蔵不残崩レ候ハ、半与覚へ候得共全く夜陰の事故格別ニ思ひ候かと存候、<sup>③</sup>翌六日朝きのふ女共ハ地震之時北川橋向へ遣し置候故何方へ逃ケし候甚覺束なく存居候処幸命からく二向イ山へカケ上リ漸吉川村へ逃行同村西市郎右衛門

殿と申家ニ止宿在之由今日五ツ時分ニ相知れ夫へ尋行先家内揃ひ候事安堵致し候、此時湯浅市中ニ壹人も人なし、大乱之後人氣細キ事剃刀の刃先の如く魂小サキ事ハ多葉粉種三ツ割の如し、其上昼夜ニ幾度もゆり候故何分町へ入ル事ハ皆々恐レ男分計リ軒々我家へ見廻リニ来ル而已なり、扱十日頃ニ又々頻ニ海なると言出し適々我家へ帰りし氣丈之仁も兔角逃走早き人氣となり又在中へ逃行弥々村ハ人なきとなる、此時地震未タ度々ゆる事故村中の諸人一同在住居なり、何分我家恐口敷候得共毎ツ迄も余所ニも居られすと漸々十六七日之頃より近所隣リヲ誘ひ合セ二三軒或ハ五六軒ツ、無拠我家へ帰り、ケ成リ市中も賑ひかけ候後も幾日ハ爰の神鬮ニ而又浪上ル、彼処の八卦ニハ毎ツ又大ゆり有ルと様々の悪説ヲ流言し、夫ヲ聞度ニ毎々驚いて壹軒逃レハ拾軒と又村中ハ騒キ立幾度も中へ逃行ける、扱津浪後今十二月中頃迄ハイザト言てハ逃出しソリヤト言てハ飛出し逃走る覚悟ばかり二日ヲ送りける、此時十一月廿七日嘉永七寅年号安政元年と改ル、安政三年卯正月迄も度々ゆり候得とも、二月さし入よ

り次第第二鎮り皆々安心致し、此時漸元の人心地ニ立帰  
り氣太キ事扶桑木の如く魂大キなる事大人国之大仏之  
如く諸人氣穩ニ納りける

右荒々ハ認メ候得共中々其時之大騒動<sup>ソット</sup>恐ロしき事ハ筆  
紙ニも書尽しかたく候、此後ハ何卒無事安穩成る事ヲ  
人毎ニ願候而已

従是皆流失場所

并ニ潮入皆田畑同荒地

河原 弁才天鳥居近所ニ而七八軒残る、新田筋ニ而  
者家残る、其外ハ皆流るなり、寔ニ不思議な  
る事ハ弁才天御社流失ニ及ヒ候得共御神体ハ  
川原の平野屋惣七方の座敷ニ御鎮座なり、少  
しも汐ニ浸リ不申候

中河原 丁子屋近所ニ而四五軒残る、其外皆流

大小路筋 西ハ榎之長兵衛殿近所少しのこり  
夫より東ハ皆流

鍛冶屋町 坂之下皆流

北戸岩 家皆流

北川道橋落 ○橋詰ニ而家式軒流  
橋之三五郎殿屋敷ニ而借家式軒流  
鍛冶屋細工部屋壱軒流  
是ハ皆三五郎屋敷なり

北川堤荒 橋の向イゆりの堤皆崩流  
橋詰北側堤廿間余リ皆崩流  
道端下南かわ堤養仙川口ニ而  
廿間余リ皆崩流

潮入場所 浜町西側 新屋敷不残 北ヨリ南迄  
半流同前

御蔵町ハ浜町辻ヨリ西半流同前

北町ハ中町角今西 夫今東ハ竹屋善吉殿東隣之表迄  
少し潮來ル、尤かつら石限り

中町 北ハ本勝寺表限り 道町 伝馬所迄皆家へ入  
南ハ福蔵寺表限り

走リ上辺 養仙川上の家々道町後口筋伝馬所ヲ  
見通しに西東共ニ不残家々へ汐入ル

山家町 紺吉殿・柳半殿此近所不残家々ニ汐入  
此所ニ五六十石船二艘流シ寄ル、其外古木類  
久ほり潮入ル

北南恵美須 両戎共堀ハ不残流失致し候得共御社ハ少  
しも無別条誠ニ御神徳之程諸人恐入難有  
存候、元戎も同断

田地荒 南ハ金八新田 満願寺近所畑ケ  
北ハ向しま新田 戸岩向キ畑ケ  
是等ハ皆床はげニ相成石ごら持込大荒

潮入田川筋 南ハ別所領迄汐込入、御蔵後口畑ケ  
北ハ本下藪下モ悪水溝岸迄  
六軒家表走リ上リ迄

南ハ名しま堀川屋湯ニてんま壱艘、大納屋  
新田前ニ五六十石之船二艘はハびぜん蜜か  
ん船二艘とも少々ツ、イタミ在リ、別所田

二同破損船・家の古木其外雜具山ノ如く流  
レ寄敷不知、御蔵表畑ケ船四五艘、北川筋  
ハ清水渡リ橋少し上迄汐行  
走り上リ畑ケヨリ六軒家後口浜田向宮後口  
辺吉里松前之方船・財木・家ノ古木・雜具・  
すゝき・蒸糞其外いろくもの山之如く数  
不知流レ入ル

皆流失家数 竈百八十軒余、棟数三百余、汐入半流家  
とも凡八百余、其外少々、汐入候家ハ  
数不知候

死人 三十四人程之内廿七人ハ当村住人、其外ハ皆  
備前・雜賀崎・遠国之旅人なり

船 浦中ニ無疵ハ漸三四艘、船具・あみ等ハ皆流失ニ  
相なる

○ 流失家式三軒、其外在所之内下通り之家ハ不残  
潮入、半流レ同様

汐入<sup>シラ</sup>之場所ハ諸木不残枯候得共松ハ青々として常盤  
之色ヲ不失実ニ千歳之齡ヲ保ツ名木なり

都而宝永の時も此度も流失家其外荒等も北より南の方  
甚敷事同前なり

従是存寄り

右前書之通急變大乱ニ付、忽其時より必死と渴命ニ及  
候もの夥敷出来候得共天災致し方無之故、無抛、村々  
身許之家々へ救合米頼ミ候処難儀ハ村中一統之事なれ

とも○其内金持程借家・田地ヲ損失甚多し○皆仁慈の  
実情ニ而何事ニも心能救合米施行出し呉候事一同ニ難  
有存候

但し此救合米難渋ものハ勿論村中平等ニ受候  
心得ニ相成可申事、若此時人氣一同ニ如鬼ニ  
募リ救合施行無之候ハ、村中の大乱実ニ恐口  
しき事ニも相成可申与存候、万ニ難渋もの、中  
ニ不所存有之、必死ト渴命ニ及共今日渡世の  
手立ハなく乱ル時節ヲ幸ニ前後の思慮なく後  
難儀も不恐悪心ヲ思ヒ付こぶち或ハ盜賊・火  
付等ヲ仕出し候ハ、此度ハ不思議と仕合ニ  
而流失・潮入ヲ遁レ候場所ニ而も如何様の災  
難起リ村中の成行も中々計リ難し、此時節村  
中異變なく納リ候ハ全く救合の助けなり、永々  
之末ニ至迄必此恩ハ皆一同ニ不可忘事

扱も津浪の節町々小路く或ハ浜浦村之端々へ船・家・  
材木・古木・古竹其外諸道具・雜具類の破損もの山の  
如流レ集リ、浜町ヨリ西ハ北ヨリ南ニ至迄一面、其外北・  
南両かわはた筋往来出来不申候故、救合米ニ而難渋も

のヲ施行日雇ニ遣ひ老人前白米小升式升ツ、遣し右之  
 惡雜者ヲ片付為被致候、此人足毎日北南浜分四百人余  
 リ、岡等難渋のもの三百人余リ、都合人数七百余人余ツ、  
 皆救合米の助ニ而命ヲ繫キ候、凡日々人足米白米ニ而  
 式拾七八俵ヨリ卅四五俵ツ、入申候、其外老人・女・  
 子供或ハ流失ニ而家なきものニハ満願寺堀下ヘ大造な  
 る小屋打式ケ所建、一日ニ老人前式合当の積リニ而粥  
 ヲ焚、当月六日分十二月廿五日迄遣ル、同廿六日分來  
 ル卯正月十六日迄ハ一日ニ老人前米ニ而式合ツ、遣し  
 候、御上様分も窮民御救として忝なくも御米御下被下  
 置一同ニ御仁政之程難有恐悅至極奉存候

乍恐上御仁政有、下実勝情在事村中一同之仕合、  
 未代ニ至迄疎ニ不可致事

従是当村之仕合

第壹 火事なかりし事

第貳 米次第下落ニ及候事

第三 場所へ浪不來事

出火ニ而焼失有歟又ハ場所へ浪來り荒候ハ、  
 如何程仁慈憐愍の心有候共中々力ニ及ハず村方

分も頼ミ申事も出來不申、又米も百目以上の直  
 段ニ候ハ、世上の人氣あしく其上何レも難儀  
 の折柄故心有人ニ而も救合杯ハ出し兼候事

此三ツ之内壹ツかけても村中大キニ迷惑難儀いたすべ  
 きに何事もなく救合能納リしハ村中一統の大仕合なり

従是救合米施行出し候名前左ニ

アミヤ	カトヤ	酒ヤ
米式拾石 清七	同貳拾石喜右衛門 同拾五石 伝六	
マへ田ヤ	油ヤ	カトヤ
同拾五石四郎兵衛 同拾五石 伝七	同拾五石右馬太郎	
花ヤ	大坂ヤ	山形ヤ
同拾五石 長次良	同拾五石 半六	同拾石 清七
柳ヤ	木ヤ	小マモノヤ
同拾石 次助	同銀五百目 定右衛門 同五百目次郎兵衛	
筆ヤ	古金ヤ	立花ヤ
米拾五石 平藏	同拾五石八郎兵衛 同拾石 吉兵衛	
アミヤ	井関ヤ	土井
同拾石 斗四升四喜兵衛	同拾石 善兵衛 同拾石 弥右衛門	
ふじヤ	カトヤ	木ヤ
同拾五石 九郎右衛門	同六石 喜左衛門 同拾五石 喜三郎	
ユラヤ	能見	土岐
同拾石 善兵衛	銀四百目 市郎右衛門 米拾石 五兵衛	



宮原ヤ	カナヤ	ハシモト
銀四拾目 新助	同三拾四刃 多兵衛	金壹両 儀左衛門
ヤナキヤ	立花ヤ藤助	クスリヤ
米四俵 半蔵	銀三拾四刃 同与兵衛	米三俵 茂兵衛
油ヤ	スハラヤ	トキ
同三俵 市三良	銀八刃 権六	米貳石 乙右衛門
ハナヤ	米ヤ	泉ヤ
同三俵 新兵衛	同壹俵 利兵衛	白米貳斗 伝吉
秋田ヤ	丸山ヤ	スハラキタムラ
同壹斗 七兵衛	同五俵 茂助	同三拾俵 角兵衛
スハラ	青石	左官
同五俵 某	同拾五俵 八兵衛	同壹俵 文助
カサヤ	戎ヤ	京ヤ
同壹俵 甚吉	銀拾五刃 藤兵衛	白米貳斗 六兵衛
山本	アミヤ	西ヒロヤ
米壹俵 作助	同壹俵 仙助	銀四拾目 源助
カトヤ	若山ヤ	青木村
同六升 喜助	白米貳斗四升岡蔵	金五両 三右衛門
スハラヤ	カメ石	ヲカヤ
同五両 理兵衛	米貳拾俵 勘兵衛	同壹石 次郎兵衛
中しまヤ	千川	久世
同貳俵 善蔵	同貳俵 武兵衛	同五斗 十兵衛
久世	万ヤ	小原
同壹俵 重助	同壹俵 惣吉	同壹斗 藤八

アメヤ	棚ノ	キヤ
同壹斗六升 伝蔵	同五俵 長太良	同六斗 半兵衛
丁子ヤ	タナノ	タナノ
銀五拾刃 喜兵衛	同五俵 長右衛門	同壹俵 次郎右衛門
田中	タ、ミヤ	下ノ
同五俵 長七	同壹斗 久蔵	金百疋 勘助
下ノ	浜口儀兵衛	酒ヤ
米貳俵 小七	同拾五俵 取次某	銀百目 彦兵衛
カトヤ	久世	上ノ
同三拾目 長兵衛	米貳斗 長兵衛	銀百刃 庄兵衛
牛尾	タナノ	垣内左助取次
米壹石 善右衛門	同五石 長兵衛	金拾両 スハラ某
カサヤ	上田	ヲカヤ
白米小升五升 嘉右衛門	銀百目 了悦	金三両 弥八
幸福大夫ノ内	北村	米ヤ
同貳百疋橋本織衛	銀五百目清左衛門	同五百目 伊兵衛
アミヤ	肝煎中	水シリ
同五百目五郎右衛門	同五両	米貳拾俵 市治良
ノダ村	同貳拾俵喜右衛門	

右急変の折柄銘々難儀ヲ顧ず救合施行致し候段寄特の至りと 上様ニも甚神妙ニ被思召、恐多クモ夫々へ御褒美或ハ御誉等ヲ被下置候段、家の面目且ハ当主の規

模難有奉頂戴シ候事、永々の末ニいたるまで美談の種  
ニしるし置候

(後略)

## 注

- (1) 湯浅町史編纂委員会『湯浅町誌』(湯浅町役場、昭和四十二年)三四一～三四八頁、九三〇～九三三頁
- (2) 地震研究所羽鳥徳太郎・相田勇・坂下至功・日比谷紀之「和歌山県湯浅・広に遡上した南海道津波の調査——一九四六年南海道および宝永・安政津波について——」(『地震研究所彙報』第五八号、一九八三年)等、湯浅村における安政地震津波について言及した研究は他にもあるが、論拠となる記録の選択及び解釈は、山下著書及び『湯浅町誌』の成果に依っている。
- (3) 文化庁補助金事業である「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」は、事業実施主体である和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会の下、和歌山県立博物館を中心に同県教育庁文化遺産課、和歌山県立文書館、歴史資料保全ネット・わかやま、神戸大学等が協力して平成二十六年から実施されている。各年度の事業対象地域内において、過去の災害に関する記録、記念碑、口碑、痕跡、遺跡等を中心に、未指定のものを含む文化財の所在確認調査等を行う。同事業と和歌山県立文書館の関わりについては、拙稿「平成二十六年度の民間所在資料保存状況調査について——御坊市・美浜町・日高川町・那智勝浦町——」(和歌山県立文書館紀要『第十八号、平成二十八年』、「平成二十七・二十八年度の民間所在資料保存状況調査について——由良町・印南町・すさみ町・太地町・串本町——」(『同紀要』第二十号、平成三十年)、「平成

二十九・三十年度の民間所在資料保存状況調査について——日高町・白浜町・新宮市・北山村——」(『同紀要』第二十二号、令和二年)を参照。

(4) 前掲注(1) 書八三四～八三五頁

(5) 江川瑞峰氏の御教示による。

(6) 同前

(7) 前掲注(4)

(8) 『日本国語大辞典 第二版』第十三卷(小学館、二〇〇二年) 六三五頁

(9) ただし、本稿では原本未確認であり、湯浅町教育委員会所蔵のコピーを利用した。

(10) 資料①又はその親本自体を指す可能性もある。

(11) 『紀伊統風土記』によると、湯浅市街地は東西南北の四組に分かれていた(歴史図書社本『紀伊統風土記』(二)、三五九頁)。

なお、安政地震津波時、北組と南組の庄屋は北村清左衛門が兼帯し、西組は米屋伊兵衛、東組は網屋五郎右衛門が庄屋を務めている(資料①)。

(12) 吉河屋儀助と資料②の現所蔵者とのつながりも不明である。

(13) 資料④は、圓生統子氏の所蔵であったが、「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」調査を機に湯浅町教育委員会に寄贈された。なお、資料④の作成者と思しき総屋嘉七と圓生家とのつながりは不明である。

(14) 湯浅地域の宝永地震津波については、「一七〇七年宝永地震津波の記憶」(a)和歌山県立博物館編『先人たちが残してくれた「災害の記憶」を未来に伝えるVI—命と文化遺産とを守るために——湯浅町・広川町』(和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会、令和三年)四～五頁、和歌山県立博物館 前田正明「一七〇七年宝永地震津波と湯浅・広」(b)同館編『現地学習会歴史から学ぶ防災二〇二〇—命と文化遺産とを守る——(発表資料集)』(同実行委員会、令和三年)五四～六一頁)参

照

(15) 前掲注(11) なお書

(16) 幕末期、西洋流大砲打方稽古人に北村佐太六の名がある(前掲注(1) 書一三八頁)。また同人は、文久元年(一八六一)に湯浅村庄屋であることが確認される(同書一〇七頁)。また、「此度、大砲御手伝被仰付候人数の内海防掛剣術方浦組筒非常

方人別名前帳、湯浅村」に大阪屋伊助の名がある(同書一三九頁)。同じ屋号であることから同族と思われる。以上から、C 15 原本の筆者は大坂屋清左衛門と判断する。

(17) 前掲注(1) 書

(18) 筆跡及び「湯浅山下氏所持」という記載があることから、山下竹三郎が作成したことは疑いない。

(19) 前掲注(14) 参照

(20) 前掲注(8) 書第五卷一〇六二頁「込潮」。ただし、同書には和歌山市の方言として「満潮」の意もあるとする。いずれの解釈でも文意は通じるが、少なくともここでは潮の干満が異常な状態であったという解釈は間違いない。

(21) 文脈から、栖原坂辺りにあった集落と考えられる。

(22) 「南海トラフ巨大地震津波浸水予測図(湯浅地区)」(『湯浅町津波避難マップ』湯浅町、平成二十六年)

(23) 前掲注(11) 書三五八頁

(24) 同前

(25) 前掲注(1) 書八九〇・八九一頁

(26) 前掲注(1) 書一四〇頁

(27) 資料③「御上様々窮民御救として忝も四度程二米八九拾石計、流れ家汐入之者共へ家木料として銀子 御下ヶ被為成下一統御仁政難有恐悅至極ニ奉存候」

(28) 前掲注(1) 書一五五・一三三頁

(29) 資料⑥「当所浦方鉄炮相知らへの上新に鉄炮仰付らるる、所数人集二して十組に分、組頭角屋右馬太郎毎日稽古油断なく相

励ム、海防方湯浅組頭分菊池孫輔の下地に順ひて申様仰渡され、力士組五十人斧を持たせはつびを着せ是等も浦方異船の御手当なり、地主・町人・百姓に至る迄鋭術・鎗術・大筒・鉄炮に至るまで日々稽古」

(30) 前掲注(1) 書一三六・一三七頁

(31) 前掲注(1) 書八三二頁

(32) 「此度、大砲御手伝被仰付候人数の内海防掛剣術方浦組筒非常方人別名前帳、湯浅村」前掲注(1) 書一三九・一四〇頁

(33) 現時点で同一人物又は同一家内の人物と確認できるのは、前注資料中の人名全八三名中六〇名ある。すなわち数見清七、古銅屋八郎兵衛、網屋清兵衛、岡屋弥八、丸屋長五郎、酒屋伝六、米屋利兵衛、傘屋甚吉、炭屋兵右衛門、饅頭屋忠兵衛、大阪屋

瀬六、前田屋四郎兵衛、竹屋重太郎、赤桐屋善右衛門、山形屋

兵衛、網屋甚兵衛、登岐屋五兵衛、角屋善右衛門、小間物屋次

兵衛、樹屋定右衛門、花屋長次郎、柳屋次助、能見屋市郎右衛門、

土井屋弥右衛門、木屋彦三郎、阿瀬屋卯兵衛、高宮屋友之助、

井関屋善兵衛、笹屋庄八、花屋新兵衛、立花屋吉兵衛、本下

屋熊右衛門、花屋源助、油屋市三郎、萬屋甚七、岡屋次兵衛、

角屋長兵衛、棚野屋長右衛門、網屋専助、山形屋佐兵衛、秋田

屋長右衛門、魚問屋長三郎、岡屋武兵衛、丁子屋茂兵衛、丸山

屋茂助、船(船)屋和助、紺屋吉右衛門、立花屋平兵衛、栖原

屋清兵衛、角屋利兵衛、塩崎屋専助、竹屋善吉、栖原屋金兵衛、

油屋伝七、角屋右馬太郎、浜屋十二、花屋孫六、棚野屋長兵衛、

花屋忠兵衛及び筆屋平蔵。

(34) 広村における安政地震災津波による被害についての最新の研究は、「渾身の災害ルポルタージユ」(前掲注(14) a 書八・九頁)、印南中学校阪本尚生「渾身の災害ルポルタージユ」安政聞録に描かれた広・湯浅の津波被害」、和歌山県立文書館砂川佳子「広村永遠の救済策、濱口梧陵による安政南海地震からの復興」(前掲注(14) b 書一四・二九頁) 参照

(35) 杉村広太郎編・刊『濱口梧陵伝』(大正九年)、広川町誌編纂委員会『広川町誌』上・下(昭和四十九年)等

(36) 同前

(37) 拙稿「日高町津久野の宝永・安政津波記録と紀州藩の「日銭」徴収―塩崎家文書より―」(『和歌山県立文書館紀要』第二十二号、令和二年)

〔謝辞〕

本稿の執筆を含む湯浅町における「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」の実施に当たっては、数見寿郎氏、阪本尚生氏、瀬藤明子氏、新田正子氏、藤田正氏、圓生紘子氏、最勝寺住職北山覚氏、勝楽寺住職江川瑞峰氏、深専寺住職松下瑞應氏、同寺副住職松下瑞良氏、神奈川大学日本常民文化研究所、湯浅町教育委員会及び同町地方創生ブランド戦略推進課をはじめとする多くの方に多大な御協力をいただきました。末筆ながらここに記して深謝申し上げますとともに、和歌山県立文書館民間所在資料調査員もお務めいただいた垣内貞元同町教育長の御冥福をお祈り申し上げます。